旭医大達第118号
令和8年11月20日

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長　　西　川　祐　司

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規則（案）

国立大学法人旭川医科大学非常勤職員就業規則（平成16年旭医大達第170号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す

<table>
<tr><th>改正後</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>（略）
（試用期間）
第9条　新たに職員として採用された者については，採用の日から3箇月間の試用期間を設ける。ただし，本学が必要と認めたときは，試用期間を延長し，若しくは短縮し，又は設けないことがある。
2・3　（略）
（略）
附　則
この規程は，令和8年12月1日から施行する。
（略）
別表第2（第36条第3項関係）
<table><tr><th>職員の区分</th><th>変形労働時間制の単位</th><th>勤務区分</th><th>始業時間</th><th>終業時間</th><th>休憩時間</th></tr></table></td><td>（略）
（試用期間）
第9条　新たに職員として採用された者については，採用の日から3箇月間の試用期間を設ける。ただし，本学が必要と認めたときは，試用期間を短縮し，又は設けないことがある。
2・3　（略）
（略）
（略）
別表第2（第36条第3項関係）
<table><tr><th>職員の区分</th><th>変形労働時間制の単位</th><th>勤務区分</th><th>始業時間</th><th>終業時間</th><th>休憩時間</th></tr></table></td></tr>
</table>

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
病院放射線部所属の放射線技師	1箇月	日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		遅出 （新設）	10時30分 （新設）	19時15分 （新設）	13時00分～14時00分 （新設）
		16勤	15時30分	翌8時30分	19時15分～19時45分，23時45分～翌0時15分4時00分～4時30分
（略）		（略）	（略）	（略）	（略）

備考1～4　（略）

（略）

【改正理由】

職員の適性や能力等を適正に評価すること及び放射線治療時間の変更に伴い，病院放射線部に所属する放射線技師の勤務区分を追加するため，所要の改正を行うものである。

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
病院放射線部所属の放射線技師	1箇月	日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		16勤	15時30分	翌8時30分	19時15分～19時45分，23時45分～翌0時15分4時00分～4時30分
（略）		（略）	（略）	（略）	（略）

備考1～4　（略）

（略）